

## 市第 133 号議案関連資料

## 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

## 1 趣旨

令和 5 年 4 月 1 日に施行される「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」の改正により、公立大学法人横浜市立大学（以下「市大」という。）の「個人情報の本人開示に係る事務」は、これまでの「条例に基づく事務」から、「法律に基づく事務」となります。これに伴い、新たに市大として個人情報保護法に基づく手数料を定めます。

また、これに合わせ、類似する事務に係る費用についても、同様に市大の手数料として定めます。

## &lt; 市大が徴収する手数料の変更概要 &gt;

	写しの交付等の手数料の区分	変更前	変更後
(1)	個人情報の本人開示に係る写しの交付手数料	「横浜市個人情報の保護に関する条例」の定めにより実費を徴収	「個人情報保護法」に基づき、市大が手数料を定める
(2)	行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料 ※	「法改正による新規制度」	
(3)	情報の公開に関する写しの交付に係る手数料	「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の定めにより実費を徴収	「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき、市大が手数料を定める
(4)	行政不服審査における提出書類等の写しの交付に係る手数料	「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の定めにより実費を徴収	「行政不服審査法」に基づき、市大が手数料を定める

※ 行政機関等匿名加工情報は、行政等が保有するパーソナルデータをビックデータとして活用推進するための個人情報保護法に基づく新制度です。市大が保有する個人情報ファイルのうち提供できる可能性のあるものについて、本市と同様、活用提案を募集、審査し、提供可能と判断した場合は、個人が識別できないよう匿名加工した上で、事業者提供します。

## 2 提案理由

地方独立行政法人法第23条により、市大が料金を徴収するときは、あらかじめ料金の上限を定め、議会の議決を経て、設立団体の長の認可を得なければならないとされています。

今回、市大が新たに料金の上限を定めるため、「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限」の変更について認可の申請がありましたので、これを認可します

## 3 手数料の金額

地方独立行政法人の「開示請求に係る写しの交付手数料」については、個人情報保護法第89条第8項により、手数料の額は、実費の範囲内かつ地方公共団体の条例で定める手数料の額を参酌して定めることとされているため、本市と同額の手数料として設定します。

また、「行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料」、「情報公開条例に基づく請求に係る写しの交付手数料」及び「行政不服審査法に基づく提出書類等の写しの交付に係る手数料」についても、本市と同額の手数料とします。

なお、具体的な料金は、3ページ以降に<参考>としてまとめました。

## 4 適用日

令和5年4月1日

## 5 議決後の手続

議決後、速やかに本市にて認可を行います。

それを受け、令和5年3月31日までに市大で料金改定の変更手続を行います。

<参考> 開示請求に係る手数料及び、行政機関等匿名加工情報利用 手数料一覧（本市と同額）

(1) 個人情報本人開示に係る写しの交付手数料（個人情報保護法により交付する写しの作成に要する手数料）

写しの作成の方法	手 数 料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	1枚につき10円
		カラー	1枚につき50円
	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録		記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録		記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		

記録媒体の種別	金 額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

- (備考) 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。  
 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

**(2) 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料（行政機関等匿名加工情報利用手数料）**

項 目	手数料（事業者が市大に支払う手数料の金額）
行政機関等匿名加工情報利用手数料 （個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければならない手数料の額（国と同額））	行政機関等匿名加工情報の利用の契約に当たって次の金額を合算した額を支払う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本手数料 : 21,000 円/ 1 提案につき</li> <li>・匿名加工情報作成料 : 3,950 円/時間</li> <li>・匿名加工情報の作成の委託費用：当該委託額</li> </ul> 当該委託をする場合に限る。なお、作成に要する時間に応じた金額及び外部委託に対応する金額は、提案により異なる。
既作成の行政機関匿名加工情報の利用手数料 （個人情報保護法第 119 条第 8 項の規定により納付しなければならない手数料（個人情報保護法第 118 条第 1 項の提案に係るもの）の額（国と同額））	当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の提案の際の手数料と同一の額</li> </ul> 既に実施機関非識別加工情報の提供を受けた者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12,600 円（一律）</li> </ul>

**(3) 情報の公開に関する写しの交付に関する手数料（横浜市の保有する情報の公開に関する条例により交付する写しの作成に要する手数料）**

写しの作成の方法	手 数 料		
文書、図画若しくは写真の用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙	白黒	1 枚につき 10 円
		カラー	1 枚につき 50 円
	日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙	実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1 枚につき 10 円		

電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額
	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額	
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1ページにつき10円
	ページ数がない電磁的記録	1ファイルにつき210円
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1ページにつき10円	

記録媒体の種別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円
その他の記録媒体	実費相当額

- (備考) 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、市大の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

#### (4) 行政不服審査法における提出書類等の写しの交付に係る手数料

種 別		手 数 料
日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙	白黒	1 枚につき 10 円
	カラー	1 枚につき 50 円
日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙		実費相当額

(備考) 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。

- 2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による交付を行うときは、用紙の片面に複写し、又は出力したならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円として算定する。

## <参考法令>

### ● 地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

### ● 個人情報の保護に関する法律（令和 5 年 4 月 1 日施行 抜粋）

（手数料）

第 89 条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。